

ID: 302

担当部署: みどり環境部 みどり公園課

処分の概要	緑地協定の変更の認可		
法令名 根拠条項	都市緑地法 第48条第1項		
法令番号	昭和48年法律第72号		
【基準】 緑地協定の変更の認可のため、第47条第1項(緑地協定の認可)と同様 (緑地協定の認可) 第47条 市町村長は、第45条第4項の規定による緑地協定の認可の申請が、次の各号に該当するときは、当該緑地協定を認可しなければならない。 (1) 申請手続が法令に違反しないこと。 (2) 土地の利用を不当に制限するものでないこと。 (3) 第45条第2項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 (4) 緑地協定において緑地協定区域隣接地を定める場合には、その区域の境界が明確に定められていることその他の緑地協定区域隣接地について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 都市緑地法運用指針(平成16年12月 国土交通省都市・地域整備局)参考			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日